

## 無料相談

### ■市民総合相談課（市役所本庁舎2階）【予約不要】

#### 《暮らし110番相談 28番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）

とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）  
☎ 0857-20-4894

#### 《消費生活センター 29番窓口》

内容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）

とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）  
☎ 0857-20-3863

※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン  
☎ 188（局番なし）をご利用ください。

下記相談の問い合わせは市民総合相談課（本庁舎2階）  
☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

### ■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回

内容：法律全般（弁護士対応）

とき：1/4（火）・11（火）・18（火）・25（火）  
13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）

ところ：本庁舎2階 28番窓口

予約：12/23（木）8:30～  
（先着順、定員になり次第終了）

### ■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）

とき：1/12（水）13:00～15:30（定員5人）

ところ：本庁舎2階 28番窓口

予約：1/5（水）17:15まで  
（先着順、定員になり次第終了）

### ■土地境界に関する相談【電話予約制】

内容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）

とき：1/20（木）13:00～15:45（定員3人）

ところ：本庁舎2階 28番窓口

予約：1/13（木）17:15まで  
（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

### 多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。

とき：1月19日（水）13:30～15:00 ※要予約

ところ：県庁議会棟第13・14会議室（東町一丁目）  
☎ 県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）  
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

### 人権・生活相談

とき：12月14・21日（火）15:00～17:00  
ところ：人権交流プラザ（幸町151）

内容：人権に関すること、生活上の悩みなど  
定員：各回2人（カウンセラー対応）

☎ 中央人権福祉センター  
☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員が対応しています。

### 行政への困りごと相談

内容：国などの仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）

とき：12月8日（水）・21日（火）・28日（火）  
1月6日（木）13:30～15:00

ところ：12月8日＝輝なんせ鳥取  
12月21日＝さざんか会館  
12月28日＝トスク本店インフォメーションルーム  
1月6日＝麒麟 Square 情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。  
☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

### 特設人権相談

とき：12月9日（木）13:00～16:00

ところ：さざんか会館（富安二丁目）

内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289  
※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談にに応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

### 行政書士相談

#### 行政書士会無料相談

■ 12月11日（土）10:00～15:00  
中央図書館2階多目的ホール ※要予約（1人30分程度）

■ 1月9日（日）10:30～14:30  
用瀬図書館3階おはなしの部屋 ※当日受付、先着順

内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など

#### 外国人無料相談会

とき：12月8日（水）10:00～12:00 ※要予約

ところ：鳥取県立図書館2階  
内容：在留資格、仕事、国際結婚、その他  
※日本人の相談も可、英語・中国語対応可

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

### 市民文化祭 12月開催

※当月（8日以降）分と翌月（7日まで）分の情報を掲載しています。当月（7日まで）分は前月号をご覧ください。

#### ■鳥取市民会館大ホール

▷第63回鳥取大学マンドリンクラブ定期演奏会  
12月12日（日）14:00～16:30  
鳥取大学マンドリンクラブ（新）  
☎ 070-3771-5268

#### ■とりぎん文化会館リハーサル室

▷鳥取おやこ劇場例会 笑福亭鶴笑 爆笑寄席  
12月19日（日）15:00～16:00  
鳥取おやこ劇場（谷口） ☎ 0857-24-6680

☎ 鳥取市文化団体協議会  
☎ 0857-20-0515（木・土・日曜日は除く）

### 公益財団法人 渡辺美術館

#### 吉祥展 ～ねこトラ参上！～

とき 12月22日（水）～令和4年1月24日（月）

#### お正月七福神巡りスタンプラリー

とき 令和4年1月3日（月）～11日（火）  
※プレゼントあり（福袋・先着20人）

休館日：毎週火曜日（祝日の場合開館翌日休館）、  
12月30日（木）～1月2日（日）  
開館時間：10:00～17:00（月・水・木・金は15:00まで）

#### 入館料（上記期間中）

一般 900円 高校生 500円  
障がい者 400円 小・中学生 300円

☎ 渡辺美術館（覚寺55番地） ☎ 0857-24-1152



### ガード博士からのワンポイント!

「申請を代行する」という言葉が出たら要注意じゃー!



これは、「家の修理に火災保険が使える」というセールストークで修理工事を勧める住宅修理業者からの電話です。訪問販売やインターネットの広告でも同じような勧誘、宣伝をする修理業者が存在しますが、契約には注意が必要です。確かに火災保険の多くは、自然災害による建物被害を補償対象としていますが、対象外となるケースもあります。業者の「自己負担なし、無料」という甘い言葉に惑わされず、必ず保険会社に直接、加入者から相談しましょう。保険金の請求は加入者自身が行うことが基本です。その点からも、申請代行は必要ありません。

### 【アドバイス】

「火災保険の加入確認と、風水害による建物被害が無いが、現地調査するための事前連絡をしている」と電話があった。被害があれば、火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる、調査も見積も無料だと説明された。また、保険会社への申請代行も行うというので、今週の訪問を承諾した。電話を切ったから、加入している保険会社に補償内容を確認すると、そのような電話はしていないと言われた。どういふことだろうか。

「家の修理に火災保険が使える」  
に「用心！」



☎ 本庁舎鳥取市消費生活センター  
0857-20-3863

### No.105 ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座

### ポリテクセンター鳥取 受講生募集（2月入所生）

☎ ポリテクセンター鳥取（若葉台南七丁目）  
☎ 0857-52-8802  
🌐 https://www3.jeed.go.jp/tottori/poly/

#### 【ものづくり溶接科（導入訓練コース）】

募集期間	12月3日（金）～令和4年1月6日（木）
訓練期間	令和4年2月1日（火）～8月29日（月） （7カ月）
受講料	無料 ※テキスト代（約15000円）は自己負担
定員	2人
応募方法	ハローワーク窓口でキャリア形成相談の予約してください
キャリア形成相談日	令和4年1月12日（水）

### 小規模企業共済制度

☎（独）中小企業基盤整備機構（共済相談室）  
☎ 050-5541-7171（平日9:00～17:00）  
🌐 https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/

個人事業主・会社などの役員があらかじめ資金を準備しておく共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」です。毎年、掛金が全額所得控除となるため節税効果があります。商工会、商工会議所、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。詳しくはホームページをご覧ください。